

# 平成30年度『長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業』 実施にかかる手引き

## 1 事業の目的

長崎市では、長崎駅周辺の再整備や松が枝周辺の機能強化により長崎のまちが大きく変わろうとする中で、歴史的な文化や伝統の培われた古くからの市街地である「まちなか」においても、長崎駅周辺や松が枝周辺と連携させながら、エリアの個性や魅力の顕在化により賑わいの再生を図る取り組みを「まちぶらプロジェクト」として展開しています。

こうした中で、まちなかでは、多くの市民や団体、企業などが、それぞれの立場で、まちの魅力づくりや賑わいの創出へ取り組む意欲があるにもかかわらず、地域との関係性や資金等の理由で、具体的な行動に至っていない状況があります。

これらを踏まえ、本事業では、歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取り組みや、その魅力を発信する取り組みなど、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初動時期を支援することによって、主体的・継続的な取り組みにつなげることを目的としています。これによって、まちなかの魅力向上を推進します。

## 2 募集内容

(1) 応募資格：長崎市内在住の個人、グループ、法人等

(2) 対象事業

提案者のアイデアにより、歴史や文化に加え、商業、観光及び食など、広い分野で地域の魅力を高める取り組みや、その魅力を発信する取り組みなど、まちなかの賑わいを創出する事業を対象とします。

ア 地域の魅力を発信する活動(「寺町通り」の楽しみ方を掲載した情報紙の発行など)

イ 歴史的建造物等を活用する活動(町家での店舗出店など)

ウ 街並みの連続性を高める活動(暖簾市や軒先市など)

エ 地域の資源を活かした商品の開発に係る活動(オリジナル商品づくりなど)

オ 長崎の伝統産業を活かした活動(地場産業との連携による看板作成など)

カ その他(市長が地域の魅力発信や賑わいの創出に効果があると認める活動)

(3) 支援内容：活動に係る経費について1件あたり50万円以内(補助率：補助対象経費の4/5)を補助します。

(4) 実施区域：新大工～浜町～大浦に至るまちなか区域

(5) 事業期間：平成30年8月(補助金交付決定後)～平成31年3月31日

### 3 補助金の対象経費

補助事業の対象となる経費は、次のうち、提案事業の実施に直接必要となるものとします。

#### (1) 対象経費

区 分	経 費
賃金	臨時的に雇用したパート・アルバイト賃金
報償費	講師・委員などの謝礼金
旅費	講師・委員などの宿泊費及び旅費
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱費、修繕費
役務費	通信運搬費、保険料、広告料、手数料
委託料	外注費
使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸借料
工事請負費	建物、工作物等の工事請負費
原材料費	製品製造等に必要な原材料費
その他	上記のほか、市長が事業の実施に直接必要と認める経費

#### (2) 対象外経費

- ・研修にかかる経費(研修テキスト費・先進事例視察のための旅費など)
- ・備品購入費(耐用年数1年以上かつ金額1万円以上のもの)
- ・光熱水費、賃借料など、個人及び団体の事務所等を維持するための経費
- ・個人及び団体の構成員による会合の飲食費
- ・その他市長が不相当と認める経費

#### (3) 経費の区分

補助金の対象経費と他の経費は、明確に区分してください。

#### (4) その他

- ・事業の実施にあたっては、長崎市契約規則に基づく適正な事業実施に努めてください。  
(委託をする場合に、複数業者からの見積もりを行った上で、委託業者を決定するなど)

### 4 提案事業に係る事前確認

応募にあたっては、応募予定事業が本補助事業の主旨に沿っているか、補助対象外経費が補助対象経費に含まれていないかなどを確認させていただきますので、平成30年5月31日(木)までに事前相談をお願いします。

応募の際に提出していただいた補助対象事業の提案書類についても、審査会前に内容等の確認を行い、必要に応じ追加説明等を求めたり、それに係る資料等を提出していただいたりする場合がありますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。

## 5 事業のスケジュール

提案募集開始	平成30年5月1日(火)
・市ホームページ、広報ながさき、チラシ配布等で周知。	
応募前の事前相談	平成30年5月31日(木)
・応募予定事業が本補助事業の主旨に沿っているか、補助対象外経費が補助対象経費に含まれていないかなどを確認します。	
募集締切	平成30年6月8日(金)
・市へ、提案事業の計画書と収支予算書、市税等を滞納していないことの証明書を提出。	
内容確認	書類受付後～平成30年6月下旬
・まちなか事業推進室で書類の内容等を確認し、必要に応じ追加説明等や資料等の提出を求めます。	
選考	平成30年7月中旬
・審査会により、補助対象とする事業を選考します。	
提案事業の決定	平成30年8月上旬
・選考結果を踏まえて市が採択を決定、応募者へ結果をご連絡します。	
補助金の交付申請	事業採択後～平成30年8月中旬
・事業採択後、補助金の交付申請を行っていただきます。事業採択されても、補助金交付決定までは事業を開始することはできません。	
提案事業の実施	平成30年8月中旬～平成31年3月31日(日)
・補助金交付決定後、事業計画書及び収支予算書に基づき事業を実施していただきます。実施途中で、総事業費を20%以上変更する場合には、変更交付申請を行い、改めて交付決定を受ける必要があります。	
実績の報告	事業完了後30日以内 または 平成31年4月5日(金)まで
・事業完了後、実績報告書、収支決算書等を市に提出していただきます。	

## 6 選考

### (1) 選考の方針

地域の特性を活かし、新たな魅力になりうる提案で、地域への波及効果が見込め、実効性のある意欲的な提案を選考します。

### (2) 選考方法

募集要件を満たしている提案について、提案事業の公開プレゼンテーションを行い、長崎市附属機関に関する条例に規定する長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会により選考を行い、補助対象とする提案を採択します。

### (3) 審査項目

① 必要性	
	まちなかの賑わい創出に寄与することが期待できる まちなかの新しい魅力になり得る可能性を有する まちなかの資源を有効に活用するなど、地域の特性を高めることができる
② 実現性	
	実施のための手段が適正で、計画的・具体的で実現性がある 実施に至るスケジュール、資金計画などが明確である 年度内に実施し、その効果が年度内に確認できる
③ 独自性	
	地域の特性に着目した提案である オリジナルな発想に基づく提案である
④ 普及性・発信性	
	地域住民が参画できる 地域への波及が期待できる 活動を広く発信することができる
⑤ 継続性	
	継続性が期待される 発展性が期待される 自立のための工夫が認められる

### (4) 採択の件数

予算の範囲内で、4件程度とします(平成30年度全体予算額 200万円)。ただし、選考基準と照らし合わせ該当する提案がない場合は、結果として採択しない場合もあります。

## (5) 通知

提案された事業の審査結果(採択または不採択)については、審査終了後、応募者に通知します。

## (6) 公表

事業内容の「公平性」・「透明性」を高めるため、提案事業として採択された事業実施者名、活動内容については、市のホームページなどで公表することとします。

## (7) 事業実施主体

採択した提案事業の実施にあたっては、原則として応募者を実施主体とします。

ただし、実施までの段階で連携する団体等が生じた場合は、長崎市まちなか事業推進室と協議の上で、実施主体に参画させることができます。

## **7 補助金の支払い手続き**

採択された提案事業者は、補助金事業について、別途「長崎市補助金等交付規則」等関係規程に基づき、補助金の交付申請手続きを行うものとします。

補助金の交付決定が行われた後に、事業を開始することができます。市から結果通知があった後であっても、交付決定が行われるまでは事業を開始することはできませんのでご注意ください。(交付決定以前に支出された経費、事業完了後に支出された経費は補助の対象になりません)

なお、事業の実施途中で、総事業費を20%以上変更する場合には、事前に市へ変更交付申請を行い、改めて市から交付決定を受ける必要がありますので、お早めにご連絡ください。

補助金の支払いは、事業の完了後に実績報告書の提出を受け、交付金額を確定した後の支払いとなります。

ただし、交付決定額のうち、市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要があると認める額については概算払いとし、残額については実績報告ののち、精算払いとすることができます。

## **8 留意事項**

### (1) 応募に関する留意事項

- 応募された提案事業について、特許等の知的財産権や営業上の秘密・特別なノウハウなどの法的保護が必要な場合は、あらかじめ公募者の責任で対応してください。
- 他者の知的財産権等を侵害しないよう十分注意してください。
- 公序良俗の観点から適当でないと認められる応募書類は受付けません。

## (2) 提案事業の実施に関する留意事項

- 事業主体は、補助金により取得し、または効用の増進した財産については、事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 提案事業については、国・県及び市の補助制度とは併用できません。
- この提案事業については、「長崎市補助金等交付規則」等関係規程に従って実施してください。
- 補助金交付決定後、やむを得ず事業等の内容、経費の配分または遂行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けなければなりません。承認を受けずに変更したり提案内容を逸脱した事業が行われた際は、交付決定を取り消す場合もあります。

## (3) その他

- 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会の審査委員名については、選任し次第、長崎市ホームページに公表いたします。応募者が審査委員に対し、不正な働きかけを行ったときは、失格とします。
- 著作権については、原則として市に帰属するものとします。なお、提案事業の実施過程で生じる権利関係、第三者の著作権等の処理は、提案者の責任及び費用で行うものとします。
- 提案事業の中で印刷物を作成する場合や広報等を行う場合は、「まちぶらプロジェクト」の記載をしてください。記載方法については、長崎市まちなか事業推進室と協議の上、決定してください。

## 9 応募方法

### (1) 応募書類の提出先及び問い合わせ先等

応募書類の提出及び問い合わせは、長崎市まちなか事業推進室にお願いします。

〒850-8685 長崎市桜町2番22号(市役所本館5階)

電話(095)829-1178 FAX(095)829-1229

### (2) 受付期間

平成30年5月1日(火)から平成30年6月8日(金)

<提出書類>

- 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書(第1号様式)
- 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書(第2号様式)
- 事業を行っていない個人の方は市税、事業を行っている個人の方や法人等は市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明書